

工事請負契約変更状況(4月分)

令和2年5月7日

工事NO.	担当課	件名	当初契約			変更契約						受注者
			請負金額	予定価格	最低制限価格	請負金額	増減額	増減率	理由	回数	契約締結日	
531097	下水道整備課	盛南西第二処理分区第七工区污水管建設工事	41,030,000	46,633,400	40,658,200	29,255,600	-11,774,400	-28.7%	(4)	1	R2.4.6	中亀建設(株)
531111	水道建設課	東中野字五輪外地内配水管布設その1工事	14,190,000	14,840,100	12,915,100	14,219,700	29,700	0.2%	(4)	1	R2.4.10	(有)北稜設備工業
131135	市立高等学校	盛岡市立高校エアコン設置(機械設備)工事	41,800,000	44,715,000	40,741,800	39,629,700	-2,170,300	-5.2%	(4)	3	R2.4.17	富士水工業(株)
131194	スポーツ推進課	つなぎ多目的運動場井水処理設備工事	18,370,000	18,909,000	17,109,400	18,390,900	20,900	0.1%	(4)	3	R2.4.17	(有)第一エンジニアリング工業
131155	建築住宅課	市営北厨川アパート11号館浴室改善工事その1	73,337,000	79,981,000	72,444,900	74,012,400	675,400	0.9%	(7)	3	R2.4.21	(株)昭和建設
131216	河川課	一級河川南川暫定河道掘削その2工事	5,582,500	6,377,800	5,567,100	5,659,500	77,000	1.4%	(9)	1	R2.4.23	(株)鳶靖工業
531046	下水道整備課	舟田処理分区第一工区污水管建設その1,その2工事	73,260,000	77,177,100	58,953,115	79,747,800	6,487,800	8.9%	(4)	3	R2.4.24	中亀建設(株)
531129	水道建設課	永井22地割外地内配水管布設替(第2工区)工事	53,350,000	60,074,300	53,038,700	54,319,100	969,100	1.8%	(9)	1	R2.4.24	(株)下河原組
531050	水道建設課	上飯岡4地割外地内配水管布設替その1工事	84,700,000	85,050,900	75,667,900	88,244,200	3,544,200	4.2%	(4)	1	R2.4.24	(株)盛福水道工業
531091	下水道整備課	北上川左岸第二排水区管設置工事	26,730,000	26,805,900	23,343,100	26,651,900	-78,100	-0.3%	(4)	4	R2.4.28	(株)下河原組
131016	教育委員会総務課	盛岡市立大新小学校校舎大規模改修(建築主体)工事	1,162,150,000	1,291,400,000	1,154,125,500	1,170,900,500	8,750,500	0.8%	(4),(7)	3	R2.4.30	樋下建設・篠村建設特定共同企業
131017	教育委員会総務課	盛岡市立大新小学校校舎大規模改修(電気設備)工事	229,900,000	254,210,000	228,468,900	223,562,900	-6,337,100	-2.8%	(4),(7)	2	R2.4.30	岩手電工(株)・(株)佐々木電機本店特定共同企業
131018	教育委員会総務課	盛岡市立大新小学校校舎大規模改修(機械設備)工事	218,900,000	220,880,000	197,678,800	220,119,900	1,219,900	0.6%	(4),(7)	2	R2.4.30	よつばテクノ・高設特定共同企業

※契約金額の変更を伴うものに限る。

【変更理由】市営建設工事等設計変更等事務取扱要領第3による。

- (1) 図面,仕様書,現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないとき。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があるとき。
- (3) 設計図書の表示が明確でないとき。
- (4) 工事現場の形状,地質,湧水等の状態,施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないとき。
- (5) 設計図書等で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたとき。
- (6) 関係官公庁等の行政指導又は協議により工事内容を変更するとき。
- (7) 当初の目的物を完成させる手段に関して設計上の判断を必要とするとき。
- (8) 用地確保等が予定と異なったとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか,当初の目的物を完成させる上で特に必要と認めるとき。